

報道資料

令和7年12月3日

報道機関 各位

八女市総務部人事課
電話：0943(23)2129

職員の懲戒処分の公表について

令和7年12月3日付で、職員の懲戒処分を行いましたので公表します。
本市職員が酒気帯び運転という重大な非違行為を起こし、市民の皆様の信頼を著しく損ないましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事につきましては、法令を遵守し、住民に範を示すべき立場にある市職員に対する信用を著しく傷つけた重大な行為と判断し、下記のとおり厳正に処分を行いました。今後は、再発防止の為に組織を挙げて服務規律の徹底を図り、二度とこのような事案が発生しないよう万全を期す所存です。

記

1 処分対象者

- (1) 所 属 矢部支所
- (2) 職 名 係長
- (3) 年 齢 48歳
- (4) 処分の内容 停職9月
- (5) 処分の時期 令和7年12月3日

2 事実の概要

当該職員は、令和7年9月22日の夜から翌23日未明にかけて、八女市内の飲食店等において飲酒し、ホテルに宿泊しました。翌朝、睡眠を取ったことから酒気が抜けたものと判断して自家用車を運転し帰宅していたところ、午前10時18分頃、八女市黒木町木屋の国道442号において、速度超過違反（制限速度40km/hのところ57km/hで走行）で八女警察署員に検挙されました。その際、呼気検査の結果、基準値（呼気1リットル当たり0.15mg）を超える呼気1リットル当たり1.32mgのアルコールが検出され、道路交通法違反（酒気帯び運転）と認定されたものです。なお、当該職員は、11月10日付で八女簡易裁判所より罰金50万円の略式命令を受け、納付済みです。

3 処分の理由

今回の行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号（法令等に違反した場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行をした場合）の規定に基づき、厳正に処分を行いました。

4 関係職員の処分について

管理監督者（支所長・支所次長）について、部下職員に対する管理監督不適正として、令和7年12月3日付けで文書により厳重注意を行いました。

5 再発防止策

本日の処分発令に合わせ、緊急の部課長会議を開催し、全部課長に対し本件事案の事実経過を周知するとともに、綱紀粛正の徹底について改めて指示を行いました。

また、今回の事案を重く受け止め、平成27年に策定した「八女市職員飲酒運転撲滅のための行動指針」を本日付けで改定しました。この新たな指針には、翌日の運転を考慮した節酒の徹底や、自転車運転時の遵守事項などを盛り込んでおり、速やかに全職員へ周知徹底を図るとともに、指針に基づく意識改革を断行します。

今後も引き続き、職員研修等を通じ、職員一人ひとりの公務員倫理、服務規律及び法令遵守に対する意識の向上を図り、信頼回復と再発防止に全庁を挙げて取り組んでまいります。

6 市長コメント

このたび、本市職員が酒気帯び運転という重大な法令違反を起こし、市民の皆様の多大なる信頼を損ないましたことを、深くお詫び申し上げます。

私は、市政運営において「市民の皆様との対話」を最も重視し、何よりも信頼関係を大切にしてまいりました。そうした中、市民の奉仕者である職員がこのような不祥事を起こしたことは、市政に対する信頼を根底から揺るがすものであり、極めて強い危機感を抱いております。

本市では、日頃より市民の皆様に対し、飲酒運転撲滅を強く呼びかけ、安全安心なまちづくりに取り組んでおります。そうした中、本来であれば市民の皆様の範となり、率先して交通法規を遵守すべき市職員が、このような行為に及んだことは、市民の皆様への裏切り行為に他ならず、断じて許されるものではありません。今回の事態を厳粛に受け止め、失墜した信頼を回復すべく、全職員が一丸となって綱紀粛正と再発防止の徹底に全力で取り組んでまいる所存です。